

中堅・成長企業における四半期財務諸表に対する 公認会計士等による意見表明手続について

平成15年2月17日

日本公認会計士協会

このたび、株式会社大阪証券取引所、株式会社名古屋証券取引所及び日本証券業協会(以下「大阪証券取引所等」という。)では、各証券市場の中堅・成長企業に対し四半期財務諸表の開示を義務付けるとともに、当該四半期財務諸表に対する公認会計士又は監査法人による意見表明手続の実施に努めるよう規則改正を行いました。

そして、今般、この意見表明手続が円滑に運用

されるよう当協会に対し協力要請がありました。

このため、監査委員会において検討いたしました結果、大阪証券取引所等が制定した意見表明手続は、株式会社東京証券取引所等が定めた意見表明手続と実質的に同一と考えられるため、以下のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせいたします。

(常務理事 小宮山 賢)

新興企業に対する四半期財務諸表の開示の義務付けと公認会計士又は監査法人(以下「公認会計士等」という。)による意見表明手続については、既に株式会社東京証券取引所のマザーズ上場会社、札幌証券取引所のアンビシャス上場会社及び福岡証券取引所のQ - Board上場会社において実施されている(これらの各証券取引所では、平成15年2月上旬に当該上場会社が開示を義務付けてきた「四半期業績の概況」の名称を「四半期財務・業績の概況」に改正している。)

しかし、他の証券取引所において創設されている中堅・成長企業のための市場においては、四半期情報開示に関する規程の整備が行われていなかったため、証券市場参加者からは、各証券市場の中堅・成長企業が開示する内容の不統一等の理由により、有効に利用できないといった点を指摘されている。

こうした中、昨年8月に金融庁から公表された「証券市場の改革促進プログラム」において、「国内市場間のルールの違いについて、比較可能性を含めて、ルールの整備を行う」旨が掲げられた。

株式会社大阪証券取引所、株式会社名古屋証券取引所及び日本証券業協会(以下「大阪証券取引所等」という。)では、これらを踏まえ、中堅・成長企業向け市場に関する規程等の規則改正を行い、四半期財務・業績の概況を開示する際には、四半期財務諸表の開示を義務付けるとともに、一定の信頼担保措置を講じるため、当該四半期財務諸表に対する公認会計士等による意見表明手続の実施に努めるよう当該新規上場申請者又は上場会社に求めることになった。

そして、今般、大阪証券取引所等から、この四半期財務諸表に対する公認会計士等による意見表明手続が円滑に運用されるよう当協会に対し協力要請があった。

このため、監査委員会において大阪証券取引所等が定めた四半期財務諸表の開示に関する規程及び四半期財務諸表に対する意見表明基準について検討した結果、これらの規程等は、株式会社東京証券取引所等が定めた基準により既に実施されている四半期財務諸表の開示及び意見表明手続と実質的に同一と考えられるため、公認会計士等が四半期財務諸表に対する意見表明手続を実施する場合には、監査委員会研究報告第9号「東京証券取引所のマザーズ上場企業の四半期財務諸表に対する意見表明業務について（中間報告）」（平成12年1月18日）における「東京証券取引所」を、それぞれ「大阪証券取引所」、「名古屋証券取引所」及び「日本証券業協会」に読み替えて実施する。

なお、日本証券業協会からは、今回の協力要請に併せて、被合併会社等の財務諸表等に対する信頼担保措置についての協力要請があったが、同協会が平成13年10月1日付けで制定・施行した公認会計士等が被合併会社等の連結財務諸表等に対する意見を表明した報告書を作成するための基準は、株式会社東京証券取引所が定めた基準を参考に作成しているため、公認会計士等が被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明業務を実施する場合は、監査委員会研究報告第12号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明業務について（中間報告）」（平成12年10月11日）における「東京証券取引所」を「日本証券業協会」に読み替えて実施する。

以 上

(参 考)

株式会社大阪証券取引所：ヘラクレス銘柄の新規上場申請者又は上場会社

- 「ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例」(第3条及び第14条関係)及び「同取扱い」(第5項、第13項及び第17項の2関係)の一部改正
- 「四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準」を新設
(適用) 平成15年2月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用し、上場会社については、平成15年4月1日以後に開始する事業年度に係る財務・業績の概況の開示から適用する。

株式会社名古屋証券取引所：セントレックス銘柄の新規上場申請者又は上場会社

- 「有価証券上場規程」(第3条関係)及び「同取扱い要領」(第5項関係)の一部改正
- 「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(第2条及び第5条関係)及び「同取扱い」(第2項の3関係)の一部改正
- 「四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準」を新設
(適用) 平成15年2月10日から施行

日本証券業協会：「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)第5条第1項第2号の基準により登録した銘柄の発行会社

- 「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則(公正慣習規則第1号の3)」(第5条第3項関係)及び「同細則」(第2条第9項関係)
- 「「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)等の規則の取扱いについて(理事会決議)」(3(2)関係)
- 「四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準」を新設
(適用) 平成15年2月17日施行

日本証券業協会：登録申請会社が「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」に関する細則第2条第2項第8号に規定する合併等を行っている場合の取扱い

- 「「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)等の規則の取扱いについて(理事会決議)」(1(2)関係)
- 「被合併会社等の財務諸表に対する意見表明に係る基準」を新設
(適用) 平成13年10月1日施行

以 上